

農地法第4条許可申請必要書類一覧表（個人住宅以外用）

＊ 農地転用の見込みや添付書類等について、事前に御相談ください。

白岡市農業委員会

確認欄	番号	書 類 名	部 数	説 明
	1	第4条許可申請書	3通	
	2	転用理由書	2通	様式は問いません (住宅が必要な理由及び土地選定理由、検討した他の土地の地番及び適さなかった理由等を記載)
	3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）定款・寄付行為の写し	2通	法人の場合、左記の書類のいずれかを添付 ※法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は法務局でお求めください (インターネットで取得したものは不可)
	4	土地登記事項証明書	2通	全部事項証明書に限りです (インターネットで取得したもの及びコピー不可)
	5	土地権利者同意書	2通	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その者の同意書の添付
	6	公図（コピー可）	2通	法務局でお求めください（申請地赤囲い、一体利用地青囲い、申請地の隣地の登記地目を記入） ※インターネットで取得したものは不可
	7	広 域 図	2通	1/20000程度のもの（申請地赤囲い）
	8	周 辺 図	2通	1/2000程度のもの 住宅地図等（申請地赤囲い、一体利用地青囲い）
	9	配 置 図	2通	建築物が伴う場合。 (建築面積、被害防除、排水経路等) ※申請地赤囲い、一体利用地青囲い
	10	土地利用計画図	2通	建築物が伴わない場合 (資材置場の場合、資材の量・被害防除策等も記入) ※申請地赤囲い、一体利用地青囲い
	11	現況写真	2通	一時転用の場合。3方向以上で撮影 ※番号9or10の図面に番号附番して撮影方向を図示
	12	平 面 図	2通	
	13	立 面 図	2通	軒高、最高高さを記入
	14	既存施設の状況を記載した図面	2通	追認申請、住宅の拡張又は資材置場等の場合 (所在、地目、面積等も記入すること)
	15	昭和45年当時の航空写真	2通	追認申請の場合。航空写真の上に、縮尺を合わせて公図を作図したトレーシングペーパー等を貼付
	16	資材置場・駐車場の設置に関する資料	2通	既存の状況・申請地までの距離等を記入 ※賃借権・使用貸借権を設定する場合は貸借契約書の写しを添付
	17	農業用倉庫（作業場）の施設に関する資料	2通	農業用倉庫（作業場）建築を目的とする場合
	18	事業計画書	2通	店舗の場合
	19	工程表及び農地復元計画表	2通	一時転用（公共事業等）の場合
	20	資金調達計画書	2通	工事費が不要の場合は、0円で記入
	21	見 積 書	2通	建築費、土地造成費等に係る費用を証明する書類
	22	残高証明書	2通	現金支出の場合。通帳の写しも可（原本確認が必要）
	23	融資証明書	2通	融資事前審査結果通知書でも可
	24	農家証明書	2通	農業用倉庫（作業場）の建築の場合

	25	土地改良区の意見書	2通	該当が無い場合、申請時に窓口で報告ください。
	26	誓約書	2通	
	27	委任状	2通	連絡先を記入（要押印。様式は問いません）
	28	本人確認書類	—	下記の本人確認に係る留意事項を参照ください。
	29	その他参考資料	2通	

〈その他留意点〉

1. 添付を求めない他法令許可状況について、法令を所管する行政機関へ確認する場合がございます。排水承認、道路占用、河川法等

〈注意事項〉

1. 添付書類については、申請日以前3ヵ月までのものを使用してください。
2. 許可申請書の受付期間は毎月6日から10日の5日間です。（受付期間に休日・祭日等がある場合は、受付日が変わりますので、確認してください。）期間以外の受付はできませんのでご注意ください。農業委員会総会は毎月24日頃開催予定です。
3. 譲渡人の申請書記載の住所と土地登記事項証明書の甲区記載住所に相違がある場合は、譲渡人の住民票等を添付して下さい。
4. 許可申請書の提出の前に、県に転用見込みを相談させていただき、転用見込みありと判断されていない場合は、受理出来ない場合があります。相談の際には、土地の選定理由書、登記簿謄本の写し（写し可）、案内図、公図の写し（写し可）、土地利用計画図等を農業委員会事務局にご提出ください。見込みの回答までに2～3週間程度いただいておりますので、申請希望月に間に合うよう早めにご相談ください。
5. その他不明な点については、農業委員会事務局までお問い合わせください。
TEL 0480（92）1111（内線247、248）

〈本人確認に係る留意事項〉

1. 申請者が窓口書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
2. 上記1以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書等、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請の内容について確認する場合があります。